

特集

実務家特別講演会レポート

講師 TKC全国会会長

税理士法人坂本&パートナー理事長

坂本 孝司先生



春の陽気が感じられる日々も多くなってまいりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。繁忙期で中々思うように学習が出来なかった方もいらっしゃると思いますが、税理士試験はここからが勝負です。今後、実力判定公開模擬試験を皮切りに、最終的には本試験レベルの模擬試験を受験することになりますが、どの模擬試験でも、「対策→受験→見直し・分析」というサイクルを徹底するようにしましょう。最初からミスのない合格答案を作成することは難しいですので、受験をしていく中で改善・修正をすることが重要です。同じ間違いをしない、苦手・弱点項目を少なくしていくことが合格には必要な要素となります。また、本試験が最終的な目標となりますが、まずは「仮想本試験」である全国統一公開模擬試験に照準を合わせて学習計画を立てましょう。

今号では、去年の冬に開催をしたTKC全国会会長税理士法人坂本&パートナー理事長 坂本 孝司先生の講演会レポートです。とても魅力的な内容となっておりますので、ぜひご一読ください！

実務家特別講演会レポート

地域社会に役立つ税理士の4大業務

～ますます輝く税理士の未来～

講師 TKC全国会会長

税理士法人坂本&パートナー理事長

坂本 孝司先生

2022年12月24日、税理士を目指す受験生のための特別講演会を開催しました。講師にお迎えしたのは、TKC全国会会長を務め、約650社の顧問先を持つ税理士法人坂本&パートナーの坂本孝司氏。税理士が職業会計人として担う社会的役割について、お話をいただきました。



(坂本孝司先生)

税理士業界はブルーオーシャンである

「いまさら税理士になるの?」「ほとんどの法人にはすでに税理士が付いているよ」。皆さんはそんなことを周囲から言われたりしませんか。私が開業した41年前も同じことを言われました。しかし見方を変えると、我々税理士業界はブルーオーシャンの業界であり、未来に向かって、会計人、とりわけ税理士は、ますます輝きを増していく職業です。その理由をこれからお話します。

皆さんは税理士にどのようなイメージを抱いているでしょうか。税務の職人、確定申告で2～3月が繁忙、帳簿作成代行……。そんなイメージを持たれがちです。しかし実際は違います。税理士の業務は、税務、会計、保証、そして経営助言という4つの専門領域から成り立っているということを理解していただきたいと思います。

税理士の4大業務とは

1 税務業務：税理士は「税法に関する専門家 (Tax Lawyer)」である

まず、税理士は「税法に関する専門家 (Tax Lawyer)」です。税務というと、税務申告書作成代行を思い浮かべるかもしれませんが。しかし税法は「税」の「法律」ですから税理士は法律家であり、リーガルセンスが求められます。税務署と理論闘争を行う際の理論は税法です。法人税法、所得税法はもちろんですが、租税法もしっかり学んでおく必要があります。

法律には私法（民商法など）と公法の2種類あり、公法の最右翼が税法です。我々税理士は、国家と納税者の間に立ち、正しい税金を納付させるが余分な税金を納めさせない。ですから絶対にごまかしは許しません。

2 会計業務：税理士は「会計専門家 (Accounting Profession)」である

次に税理士は「会計専門家 (Accounting Profession)」でもあります。欧米先進国では通常、3大ProfessionとしてDoctor、Lawyer、Accounting Professionが挙げられます。皆さんはその一翼を担うことになるわけです。

一部の税理士は、帳簿作成代行を業務として行っていますが、帳簿作成は、本来お客さまである経営者が行う仕事です。それには法的根拠があります。商法19条【商業帳簿】において、商人は適時正確な帳簿を作成し、年1回決算を行うことを義務付けています。

商法の歴史は、1673年のフランスに遡ります。大不況により経済が大混乱に陥った当時のフランスでは、夜逃げ、倒産、自殺が頻発しました。時の国王であるルイ14世は、財務総監（大蔵大臣）のコルベールに対策を指示。そして立案・公布されたのが破産防止法たる商法です。冒頭部分にこう書いてあります。「フランス国内で商売をする者は、日々帳簿を書いて決算せよ」と。自己破産制度も規定し、死刑を担保に帳簿を義務付けたのです。なぜ記帳と決算を義務づけたか、その理由は、「夜逃げ、倒産する者は、帳簿も書かず、数字を見ずに経営をしている。ところがこの不況下でも着実に経営をして、倒産を免れている商人は、自ら簿記を勉強し、帳簿を書き、数字を見ながら経営している」。その差が決定的であったことから、商人に記帳・決算を義務付けたのであり、それが現在の日本の商法19条につながっています。

ですから会計の専門家である税理士は、なぜ帳簿が重要であるかを経営者にきちんと説明し、会計リテラシーを身につけていただくことが大切なのです。

古今東西の歴史的人物が簿記会計の重要性を語っていますので、少しご紹介しましょう。

◇フランスの法律学者・サヴァリー

ルイ14世のもとで、世界で初めての国家的商法典を起草した法律学者・サヴァリーは、「商人が帳簿を備えることは、公共の利益のために重要であるのみならず、それは商人にとってもまた自分の事業において、それをよく遂行していくために有利なことである。自己の状況がどのようなものかを知るために、また突然死に襲われたとき、無秩序と混乱のうちに自らを委ねることがないように、毎年全般的に自己の取引を再検討することは正しいことではないであろうか?」「自分自身に説明し報告することが義務付けられていないだろうか」。帳簿というのは、株主や投資家に説明するためのものではなく、セルフインフォメーション。経営者への報告が会計の根本なのです。ですから我が国商法19条は、「個人法人全ての商人は」と書いています。

◇マネジメントの概念を生み出した経営学者・ドラッカー

20世紀を代表する経営学者のドラッカーは、「世界で最初のマネジメント学者は、ルネサンス時代の夜明けに複式簿記を考え出した、名前すらとうの昔に忘れ去られたイタリア人である」。このイタリア人とは、ルカ・パチョーリのことです。「以後に考案されたマネジメント・ツールはどれひとつとして、複式簿記のシンプルさ、正確さ、実用性に太刀打ちできない」。AIやITで簿記ができるわけではありません。あくまでも簿記や会計を合理化するためのツールであって、簿記に変わるものではないのです。「今なお普遍性を持ったまぎれもない『マネジメント科学』と呼べるものは、複式簿記と、そこから派生した手法だけである。あらゆる業界、あらゆる組織において毎日欠かさず用いられる体系的なルールは、これをおいてほかにない。ところが、これまで誰も、複式簿記をマネジメント科学と呼んでいない」。要するにドラッカーは、マネジメントするうえでの最強ツールは複式簿記だと言い切っているわけです。

◇幕末明治の啓蒙思想家・福沢諭吉

また、慶応義塾の創設者である福沢諭吉は、日本で最初に出版された複式簿記解説書『帳合之法』の著者でもあります。

それだけでなく『学問のすゝめ』の中に、「凡そ商売において最初より損亡を企つるものあるべからず。先ず自分の才力と元金とを顧み、世間の景気を察して事を始め、千状万態の変に応じて或いは中たり或いは外れ、この仕入に損を蒙りかの売捌に益を取り、1年または1箇月の終りに総勘定をなすときは、或いは見込みの通りに行われたることもあり、或いは大いに相違したることもあり、」。要するに、自分の能力とお金をもって商売を始め、損益は1年または1箇月のちに帳簿をメて見るんだぞと言っています。

続けて「また或いは売買繁劇の際にこの品につきては必ず益あることなりと思ひしものの、棚卸に出来たる損益平均の表を見れば案に相違して損亡なることもあり、」。棚卸をしてみたら、意外と損だったということもある。だからしっかり棚卸をやりなさい、月次決算しなさいということです。「故に商売に一大緊要なるは、平日の帳合を精密にして、棚卸の期を誤らざるの一事なり」。事業経営で一番大事なのは、毎日帳簿をしっかりと付けて、棚卸をしっかりとやって、損益をしっかりと確認すること。これが基本であると言っているわけです。

その他にも、錚々たる面々が簿記会計について名言・金言を残しています。興味のある方は、『会計で会社を強くする簿記・会計先覚者の金言集・解説』（TKC出版）をお読みいただければと思います。



税理士の大事な役割は、帳簿記帳代行をするのではなく、経営者に簿記をしっかりと覚えてもらうよう指導・アドバイスすること。そうでなければ経営者の事業がうまくいかないからです。記帳代行をする税理士は、けっして経営者のためになりません。すべての経営者が簿記を覚えれば、日本の社会はもっと豊かになるはずです。

3 保証業務：税理士は「保証業務に関する専門家 (Tax Auditor)」である

税理士は「保証業務に関する専門家 (Tax Auditor)」でもあります。税理士法第33条の2による書面添付制度は、いわゆる税務監査ともいうべきもので、中小法人の税務申告書および決算書の信頼性を確保する業務がますます重要となっています。

会計に関する監査業務は、公認会計士や監査法人の独占業務ですが、約320万社ある日本の法人企業で会計監査を行っている企業は、多く見積もっても2万社程度でしょう。

それに対して税理士は、現在30万社近くの書面添付業務を行っています。税務申告書に「私、税理士坂本が見た限りでは、税のごまかしや間違いなどはありません」と証明する書類を添付することができるのです。この書面添付があると、税務当局においても書面添付を尊重し、納税者に対して事前に通知して調査を行うときには、その通知前に税理士に対して意見聴取を行わなければなりません。また、書面添付されている決算書がある企業には、低金利の貸付や優遇金利の金融商品を提供している金融機関もあります。

公認会計士は会計の監査人、税理士は税務の監査人であり、お互いリスペクトし合う関係にあるのです。



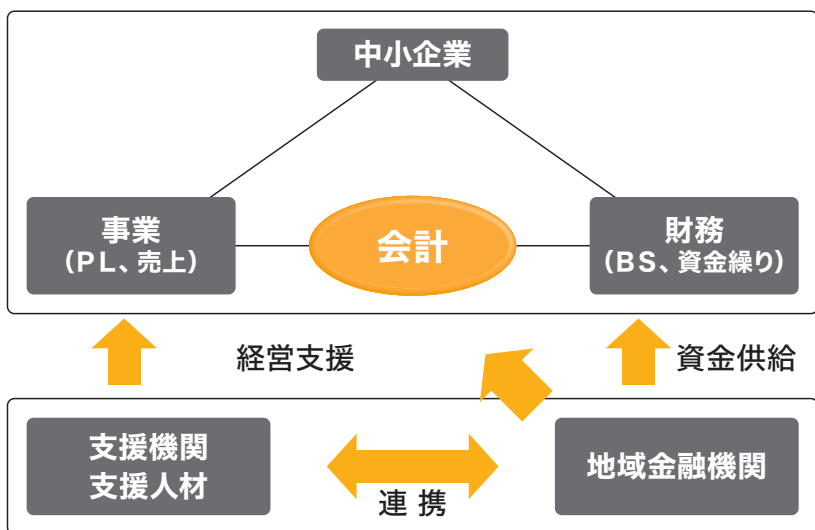
4 経営助言業務：税理士は「経営助言の専門家 (Management Consultant)」である

そして税理士は「経営助言の専門家 (Management Consultant)」です。先ほどお話したとおり、商法に記帳決算義務が定められています。その数字を見ながら、経営管理や企業成長について我々税理士と経営者が話し合う。それがいちばんの経営助言です。繰り返しになりますが、会計リテラシーを経営者、経営幹部、経理責任者に身につけていただくことが大切なのです。

今から約10年前、私は国の中小企業政策審議会の委員として、東日本大震災後の不況下にある中小企業の経営力強化をテーマとした議論に参加しました。M&Aの活発化、従業員の能力開発などいろんな意見が出る中で、私が主張したのは、「帳簿がわかる経営者、数字で会社を語れる経営者をつくることだ」ということです。

そして具体的な施策の基本的な枠組みとして、中小企業の事業(PL、売上)面を税理士事務所、財務(BS、資金繰り)面を地域金融機関が連携して支え、その中心に中小企業の実態に即した会計ルールがあるという図式ができました。これをもとに2012年、中小企業経営強化支援法」ができ、この法律に基づいて経営改革等支援を行う認定支援機関が創設され、その多くが税理士事務所となっています。つまり、税理士が経営助言業務を行うことの法的裏付けがあるということです。

コロナ禍で苦しむ中小企業の多くが補助金をしっかり受給できたのも、認定支援機関である税理士事務所が機能したからです。



ますます大きくなる税理士の存在感

特に重要なことは、税理士はこれらの4つの業務を同時に提供できることです。それは公認会計士にはできません。公認会計士にできるのは監査だけです。経営助言も会計コンサルティングも禁止されています。本当にやりたい仕事が監査だというなら公認会計士になるべきです。しかし、税務、会計、保証、経営助言4つの業務を同時に提供し、中小企業を支えたいというのであれば、絶対に税理士です。

税理士法第1条「税理士の使命」に、「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする」と定められています。お客さまとは一步距離を置いて、独立した立場で支援する。お客さまの僕^{しもべ}ではなく、独立した立場だからこそアドバイスができる。経営者からすると、税理士以上に頼もしい相手はいないはずです。事実、税理士は、我が国の法人企業の約9割に関与しています。これほど多くの企業と密接に関わっている国家資格は税理士以外には存在しません。見方によっては、我が国最高のプロフェッショナルとも言えるでしょう。

税理士は、非常にやりがいがあり、将来性のある、魅力的な職業です。皆さんのような、志のある方々が、会計人、とりわけ税理士を目指すことを大いに期待しています。



講演者紹介

TKC全国会会長 税理士法人坂本&パートナー理事長
坂本 孝司先生

経歴

1956年浜松市生まれ

神戸大学経営学部卒業

東京大学大学院法学政治学研究科博士課程単位取得退学。

中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会」（2002年）専門委員、

同「中小企業の会計に関する検討会WG」（2010年）委員、

経済産業省「中小企業政策審議会」（2011年）委員、

愛知工業大学経営学部・大学院教授等を歴任。

現在、税理士、米国公認会計士、博士（経営情報科学）、

愛知工業大学経営学部・大学院非常勤講師。

O-HARA Career Staff

就職・転職エージェントとは？

就職・転職を希望した時、皆さんはどのような方法で求人を探していますか？

求人サイト、ハローワーク、求人情報誌、企業のHP、知人の紹介など様々な方法がありますが、その中のひとつに『エージェント』を利用する方法があります。今回はエージェントを利用する方法やメリットをお伝致します。

就職・転職エージェントの仕組み

就職・転職エージェントは、人材を探している企業と仕事を探している求職者を繋ぎ、採用を支援するサービスを提供しています。

求職者はプロフィールを登録すれば、無料でお仕事の紹介や相談などのサービスを受けることができます。エージェントは紹介した企業に入社が確定した場合、企業側から紹介手数料をもらうため、求職者はサービスを無料で利用することができます。

(※エージェントによっては、有料のサービスがある場合もございます。)

一般的な求人サイトとの大きな違いは、自ら探すのではなく、自分のプロフィールと希望条件に合った求人の紹介をしてもらえるとという点です。

(※条件が合わない場合は、紹介がないケースもあります。)

就職・転職に関する相談も出来るので、応募書類の書き方や面接対策のアドバイスも受けられます。また、面接日の調整や、採用時の条件交渉など入社までフォローしてもらえるので、初めて就職活動する方や、あまり時間をかけたくない方にもおすすめです。

特に、資格の勉強と両立しなければならない方にとっては、時間を効率的に使う事ができると思います。

エージェントを利用するメリット

- 就職・転職に関する相談が出来る。
- プロフィールを登録しておくだけで、条件が合う求人を紹介してもらえる。(※条件が合わない場合は、紹介がないケースもあります。)
- 自分では探せない、公開されてない求人を取り扱っている場合がある。
- 求人票には載っていない募集の背景や内部状況なども教えてもらえる。

色々ありますが、最も大きなメリットは、エージェントからの情報や意見を聞くことで、自分自身の視野や出会いの可能性が広がり、就職・転職のチャンスが大きくなることかと思います。

利用する際の注意点

エージェントサービスを利用するためには、まずは会員登録を行うのが一般的です。その際に、自分の希望に合う求人を紹介してもらうために、基本的な項目だけでなく、詳細なプロフィールも登録しましょう。あくまでもそのエージェントに紹介を依頼している企業の中からマッチングを行うので、条件が合わないとい紹介が受けられません。登録したのにあまり紹介が無い場合は、別のエージェントにも登録してみるといいでしょう。

様々なツールを利用して、希望の就職・転職先を見つけてください。

こまったときは!!

一人で悩まずに就職・転職サポートのプロ、大原キャリアスタッフへご相談ください。



就職・転職に関するご相談は

大原キャリアスタッフ

<https://www.o-hara.ac.jp/career/>

※エリアによりサービス内容が異なります。

次回のVol. 5 号は 5 月発刊の予定となります。

WIN

ウィン Vol.4
●第27巻第4号通巻227号 ●2023年3月5日発行
●発行所/大原簿記学校 〒101-0065 東京都千代田区西神田1-2-10



最新の受験情報満載!

大原の税理士メルマガ 毎月無料配信中!

メルマガ登録はこちら→ <http://www.o-hara.ac.jp/goukaku>

大原 メルマガ 検索